

◇大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

- 1 特定任期付企業職員の給料月額を改定することにしました。
- 2 特定任期付企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 3 この規程は、公布の日（令和7年11月28日）から施行し、令和7年4月1日から適用することにしました。ただし、一部の規定は、令和7年12月1日から施行することにしました。

（水道局総務部職員課）